

京都市告示第 351 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 11 月 15 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科北花山緯 21号線	山科区北花山河原町29番地の2地先から	旧	メートル 20.80	3.75 ～メートル 4.30
	同区北花山六反田町13番地の2地先まで	新	20.80	3.69 ～ 4.26
山科西野山経 16号線	山科区西野山射庭ノ上町265番地の1地先から	旧	20.80	1.10
	同町264番地の1地先まで	新	19.40	1.09 ～ 6.10
南第二経5号 線	南区西九条東柳ノ内町47番地の1地先から	旧	9.50	6.25 ～ 9.66
	同町64番地の1地先まで	新	9.50	6.64 ～ 11.98
南第二緯9号 線	南区西九条島町54番地の1地先から	旧	19.80	2.40 ～ 2.45
	同町32番地の4地先まで	新	14.00	2.57

南第二緯12号線	南区西九条島町27番地地先から	旧	10.00	5.75
	同町26番地の1地先まで	新	8.60	5.75 ~ 6.30
南第二緯14号線	南区西九条島町26番地の1地先から	旧	10.00	3.40
	同町25番地地先まで	新	7.30	3.40
南第二緯15号線	南区西九条島町15番地の2地先から	旧	10.00	5.80 ~ 5.90
	同町14番地地先まで	新	6.50	6.00
南第二緯18号線	南区西九条島町13番地地先から	旧	10.00	3.75 ~ 3.80
	同町1番地地先まで	新	6.30	4.00
南第二緯19号線	南区西九条東柳ノ内町53番地の2地先から	旧	9.80	5.70
	同町64番地の2地先まで	新	12.10	5.80 ~ 6.00
南第二自歩1号線	南区西九条島町57番地の1地先から	旧	8.90	4.00 ~ 6.00
	同町58番地の1地先まで	新	8.90	4.02 ~ 6.00
南第二自歩2号線	南区西九条島町58番地の1地先内	旧	10.40	4.00 ~ 6.00
		新	10.40	4.02 ~ 5.52
南第二自歩3号線	南区西九条東柳ノ内町63番地の1地先から	旧	10.40	4.00 ~ 6.00
	同町64番地の1地先まで	新	10.40	4.00 ~ 5.48

(建設局道路部道路明示課)